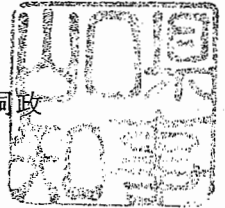


令和元年10月8日付け上原準立第17号で申請のありました一般海域の占用については、一般海域の利用に関する条例（平成10年山口県条例第3号）第3条第1項の規定に基づき、次の条件を付けて許可します。

令和元年(2019年)10月31日

山口県知事 村岡 嗣政



1 許可事項

(1) 占用場所

熊毛郡上関町大字長島地先海域（水深 約12.5m）

次の4点を結んだ線に囲まれた範囲

- | | | |
|---|---------------|---------------|
| 1 | 北緯33度47分24.3秒 | 東経132度1分52.8秒 |
| 2 | 北緯33度47分22.5秒 | 東経132度1分50.6秒 |
| 3 | 北緯33度47分20.7秒 | 東経132度1分52.8秒 |
| 4 | 北緯33度47分22.5秒 | 東経132度1分54.9秒 |

(2) 目的

原子力発電所立地に係る追加地質調査におけるボーリング調査（1箇所 ボーリング用スパッド台船1台）

(3) 占用期間

令和元年10月31日から令和2年1月30日まで

(4) 占用面積

6,050m²

(5) 占用料

226,875円（算定根拠は別紙のとおり）

2 条件

- (1) 占用に当たっては、一般海域の利用に関する条例及び同条例に基づき発せられた命令を遵守すること。
- (2) 一般海域管理上支障が生じた場合は、許可を取消し、原状回復を命ずることがある。
- (3) この占用及び工作物の設置によって損失を受ける者があるときは、許可を受けた者の負担において原状回復又は損失の補償を行うこと。
- (4) 工事の施工に当たっては、山口県柳井土木建築事務所長が一般海域管理上必要と認め得る指示に従うこと。

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、山口県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

別紙

一般海域占用料算定表

面積		占用期間
6,050㎡		3月
計	6,050㎡	

占用料算定	
$6,050\text{㎡} * 150\text{円}/\text{㎡}\cdot\text{年} * 3\text{月} / 12\text{月} = 226,875\text{円}$	
計	226,875円

